

当建設産業委員会に付託された案件については、2月29日午後2時から、議会会議室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第2号中、当委員会に分割付託された案件及び議案第48号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

知多南部広域環境組合負担金について、406万円減額となった理由は何か。とに対し、

平成26年度繰越金が約729万円で確定し、また当初国庫補助の対象外と考えていました施設整備計画等策定業務分、約216万円が補助対象となりました。これにより組合全体で合計約945万円のうち本市の負担割合約43パーセントである406万円が減額となりました。とのこと。

地方創生加速化交付金について、具体的な成果目標はどのように捉えているか。とに対し、

成果目標は、中心市街地活性化支援事業では、中心市街地における歩行者、自転車の通行量を1日平均7,300人に、観光振興事業では平成31年度の観光入込客数を年間148万人に、空家等対策による地域活性化モデル事業では、活用件数を年間10件としています。とのこと。

観光振興事業については、交付金をどのように活用するのか。とに対し、本市の観光分野は、魅力ある施設が多くありますので、交付金を活用し、PRやプロモーション、調査・分析など、広域的に実施し、誘客促進につなげたいと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、議案第2号中、当委員会に分割付託された案件および議案第48号について、それぞれ採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第3号および議案第4号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第5号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

本年度についても繰越明許となっているが、移転補償が遅れる理由は何か。とに対し、

今回の繰越明許対象は2件です。物件ごとの実情にあわせた移転交渉となるため、年度内の完了ができませんでした。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第6号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

毎年、繰入金が発生している状況をどのように考えているか。とに対し、黒石墓地については、平成31年度で償還が終わるように計画をたてております。前年度より5区画減らして見込みでしたが、本年度は黒石墓地の需要が少なかったことに加え、北谷墓地においても募集をしたことが影響し、申込みが減少したものと考えています。今後は将来的な需要を見越して墓地の計画を立てていきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第7号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。